

令和8年第1回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和8年3月9日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について
令和7年度氷川町一般会計補正予算（第13号） |
| 日程第 6 | 議案第 1号 氷川町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 氷川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 氷川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
を定める条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 4号 氷川町行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第 5号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例について |
| 日程第11 | 議案第 6号 氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 日程第12 | 議案第 7号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例について |
| 日程第13 | 議案第 8号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 日程第14 | 議案第 9号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第10号 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改
正する条例について |
| 日程第16 | 議案第11号 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第14号）につ
いて |
| 日程第17 | 議案第12号 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第
4号）について |
| 日程第18 | 議案第13号 令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
について |
| 日程第19 | 議案第14号 令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）について |
| 日程第20 | 議案第15号 令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第5号）
について |
| 日程第21 | 議案第16号 令和8年度氷川町一般会計予算について |
| 日程第22 | 議案第17号 令和8年度氷川町国民健康保険特別会計予算につい
て |
| 日程第23 | 議案第18号 令和8年度氷川町介護保険特別会計予算について |

- 日程第24 議案第19号 令和8年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第25 議案第20号 令和8年度氷川町下水道事業会計予算について
 日程第26 議案第21号 氷川町過疎地域持続的発展計画の策定について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	小佐井めぐみ	2番	陳野智美
3番	飯田健二	4番	西尾正剛
5番	清田一敏	6番	長尾憲二郎
7番	上田俊孝	8番	吉川義雄
9番	片山裕治	10番	米村洋
11番	木下厚	12番	三浦賢治

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 畑野光昭 書記 三好裕子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	西村裕	総務課長	坂本哲也
企画財政課長	國岡信吾	税務課長	荒平健二
町民課長	西村憲志	福祉課長	尾崎徹
農業振興課長	陳野国司	農地課長	坂梨俊弘
建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	柿本宏樹	学校教育課長	増住豪二
生涯学習課長	谷岡賢一	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長(三浦賢治君) 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和8年第1回氷川町議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長(三浦賢治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、上田俊孝君、8番、吉川義雄君を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

- 議長(三浦賢治君) 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は本日から3月13日までの5日間といたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(三浦賢治君) 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から3月13日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

- 議長(三浦賢治君) 日程第3、諸般の報告を行います。
今回、受理した請願陳情等はお手元に配付しました、請願・陳情一覧表のとおりですので資料を配付いたします。
次に、月例現金出納検査が実施され、その報告書が提出されていますので報告いたします。
次に、令和7年第2回八代生活環境事務組合議会定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告いたします。
次に、氷川町及び八代市中学校組合議会定例会が開催され、令和7年第2回定例会議事録及び令和8年第1回定例会議録並びに令和8年第1回定例会会議結果の報告が提出されていますので報告いたします。
なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧お願いいたします。
次に、長年にわたり地方自治の振興・発展に顕著な功績があったと認められた議員へ表彰状が届いておりますので、伝達を行います。
熊本県町村議会議長会表彰に、議員在職23年以上の表彰者として、米村洋君です。
それは米村議員、演壇のほうにお進みください。

《演壇前》

- 議長(三浦賢治君) 表彰状、八代郡氷川町議会議員米村洋殿。
あなたは23年以上の長きにわたり、町村議会議員としてよくその職務復帰を遂行され、もって、地方自治の振興発展に尽力された功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。
令和8年2月20日、熊本県議会議長会会長、松尾 純久。

おめでとうございます。

それでは、ここで米村洋君、演壇にてご挨拶をお願いいたします。

○10番（米村洋君） 皆さん、おはようございます。

すみません、風邪を引いて喉をからしておりますから、マスク着用でご挨拶をしたいと思っております。

今、県のほうから、議員継続23年以上の議員として表彰されて、本当にありがたく思っております。

まだ私も議員になった時に、非常にですね、若くて、勢いがよかったです。もう今70を過ぎまして、人生100年といえどもですね、議員活動においても、非常にいろんな方面で体力を有する年齢ということで、健康にですね、非常に重要しております。

今、私の後方にいる三浦議長とは、同じ年でありまして、お互いにですね、私は糖尿にかかり、そして、三浦議長もいろんな病気をされていながらですね、一生懸命議員活動とともに励まし合いながらですね、頑張っている次第でございます。

今後とも自分の命の続く限り、体力の続く限り、氷川町の町民の側に立ってですね、執行部を正し、藤本行政を突き上げる時もありました。

またこれからも、いろんな方面で行政に対して、いろんな意見を言い、いろんな提言をしながらですね、議員と行政と、二元方式の在り方を、しっかり区別して、議員活動で頑張っていきたいと思っております。

今後ともよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○議長（三浦賢治君） このたび、表彰を受けられた米村洋君におかれましては、誠におめでとうございます。今後のますますのご活躍をお願いいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

○議長（三浦賢治君） 次に、日程第4、行政報告について、町長から発言の申出がありましたので、これを許します。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気のひとつ、啓蟄を過ぎまして、春の訪れを感じることとなりました。議員各位には、日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和8年第1回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には公私ともにご多忙の中にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃より町政の運営にあたりまして、格段のご理解とご協力を頂いております。心より感謝とお礼を申し上げます。

米村洋議員におかれましては、熊本県町村議会議長会における永年勤続の表彰受賞、誠におめでとうございます。

今後とも健康にご留意の上、これまでの経験と高い識見をもとに、ふるさと氷川町の発展のためにご尽力を頂きますようお願いしているところであります。

またもう一つ、うれしいニュースが飛び込んでまいりました。スケートボードの世界大会、今ブラジルで行われておりまして、竜北中学校2年生の松本雪聖さん、3位準決勝を通過して、決勝で逆転の優勝を果たしたというふうにニュース

が飛び込んでまいりました。多分明日の熊日の1面を飾ってくれるものというふうに思っておりますが、とても素晴らしいことでもありますし、今後の活躍を更に期待するものであります。

今年には東日本大震災から15年、熊本地震から10年の節目を迎えます。お亡くなりになられた皆さま方に改めまして、お悔やみを申し上げますとともに、それぞれの災害を教訓として、今後の防災・減災への取組を更に継続をしていかなければならないというふうに考えております。

昨年8月の豪雨災害につきましては、過去に経験のない災害でありました。住家等への復旧支援、農家の圃場・苗及び機械の復旧支援、道路及び水路の土砂撤去など、応急の復旧は進みましたが、本格的な復旧につきましては、やっと今国の災害査定が終わったところでありまして、併せまして今実施設計を行っております。その後には工事の施工ということになります。まだまだ時間がかかるのかなあというふうに思っておりますけれども、1日も早い復旧に向けて努力をしてまいりたいというふうに思っております。

突然の衆議院の解散を受け、総選挙の結果、自由民主党が圧勝し高市政権が安定多数を獲得されました。また、木原官房長官、金子国土交通大臣が再任をされておりますし、主要ないわゆるポストを熊本県選出の国会議員の先生方が、かなりのポストについていらっしゃるというふうにして、非常に心強く思っております。今後ともチーム熊本として、ご支援を頂けるものというふうに思っております。ただ、参議院ではまだ政権与党が過半数に足りておりませんので、今後とも丁寧な行政運営が必要とされるものというふうに思っております。いずれにいたしましても、私ども地方自治体といたしましては、早く新年度予算を通過をさせていただいて、しっかりとした、安定した行政運営ができるように願っているところであります。

一方、国際情勢に目を向けますと、アメリカとイスラエル共同によるイランへの大規模攻撃が実行され、イランは報復として、イスラエルや中東各地の米軍駐留基地を攻撃いたしております。中東地域の混乱が一気に加速をしているというふう感じております。在留日本人の安全確保や今後の国際経済及び中東地域の原油の依存度が高い日本経済への影響も懸念されるところであります。物価の高騰に歯止めがかからず暮らしに影響を及ぼしております。

なお、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した令和7年度の事業につきましては、先般全住民を対象に配布をいたしました。地域振興券（しあわせ暮らし応援券）交付事業をはじめ、子育て世帯支援事業、消費下支え事業、教育施設等支援事業、農林水産業支援事業など、合計16件の事業を実施いたしました。

また、国・県の事業と相まって、相応の成果を上げているものというふう感じております。

博報堂との連携事業でありますタスクホースにおいては、これまで2年間、職員とともに調査・研究・協議を重ね、テーマごとに提案を頂いたところであります。その提案の内容につきましては、今後予算に反映させるところは反映し、しっかりとその成果を求めていきたいというふうに思っております。

さて、令和7年度も残り3週間余りとなりましたが、主な事業の進捗をご報告申し上げます。

産業振興の分野では、竜北地区湛水防除事業においては、氷川排水機場の電

気・機械設備工事が完了し、現在、遊水池の遊水地の整備及び1号幹線導水路の工事が実施をされております。

なお、氷川排水機場につきましては、今年の梅雨前には稼動する見込みで、今工事を進めているところであります。

若洲排水機場更新事業では、下部工の施工業者が決定し、不知火干拓地区再整備事業では、パイプラインの更新工事排水路及び農道の整備に向けた測量・実施設計業務を行いました。

砂川排水機場更新事業では、施設本体の下部工及び吐出水槽敷設を今整備しているところであります。

農道馬原1号線道路改良事業は、本年度予定した工事が施工をされております。

物価高騰の対策事業としましては、施設園芸、工芸作物の燃油価格高騰への補助及び酪農飼料及び豊表経糸価格高騰への補助を実施したところであります。

商工業振興対策といたしましては、昨年度からプレミアムつき商品券のプレミアム率を20パーセントに引上げて発行するとともに、創業支援・事業所等整備促進事業が3件、住宅リフォーム促進事業20件の利用がっております。

商工会運営補助事業、若手後継者の育成事業、特産販路開拓事業及び街路灯維持修繕費補助事業などを継続して実施したところであります。

立神峡公園内の豪雨災害による、里地屋敷前の土砂崩落につきましては、その補修が完了をいたしました。

保健福祉の分野では、3歳未満児の保育料を無償化するとともに、3歳未満児の子育てに係る経済的負担を軽減するため、子育て支援臨時給付金、出産子育て応援給付金、保育所給食食材費補助金を継続して実施をしたところであります。

高校生までの医療費の無償化及び病児病後児保育事業、障害児保育事業をはじめ、すこやか赤ちゃん出産祝い金事業を継続して実施し、子育て世帯の負担軽減に役立っているものというふう感じております。

宮原福祉センター内に子ども家庭センターを設置して2年目を迎えましたが、家庭訪問や関係機関からの紹介、子育て相談、会議や研修会への参加など、延べ43件の相談に対応しているところであります。

高齢者福祉対策といたしましては、福祉タクシー利用料金支援事業、食の自立支援事業、介護サービス事業及び町内全地区において、いきいきサロン事業に取り組んでおります。

特にこのいきいきサロン事業につきましては、本日お見えの民生児童委員の皆さん方には、それぞれの地域でご支援を頂いているというふうに聞いておまして、本当にありがたく思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

教育振興の分野では、氷川中学校給食調理場の給食受け庫として改修工事を行いました。既に完了し、2学期からは共同調理場からの配食を行っているところであります。

物価高騰に対応するため、小・中学校給食食材費を補助し、保護者の負担を増やさずに給食の質を確保したところであります。

宮原小学校の給食棟の解体並びに竜北東小学校低学年棟の屋根防水及び室内の教室内の改修工事が完了をいたしました。

中学生への実用英語技能検定費補助事業では、3年生75パーセントが受験を

し、そのうち3級以上の試験に63.2パーセントが合格を果たしております。この数字は県内でも有数の数字でありまして、それぞれ学校の先生方のこの取組というのは非常にありがたく思っているところでございます。

生活環境の分野では、氷川警察署跡地にPFI事業における公共事業優良賃貸住宅建設事業を進めております。施工及び管理業者が決定をいたしました。

今、基本設計が完了いたしましたので、できましたら、議会最終日の、議会後に、その基本設計につきまして議員の皆さん方にご説明を申し上げたいというふうに思っております。

地区内の道路及び排水路の整備事業では、町道新田野津橋線道路舗装工事及び道路改良詳細測量設計業務及び建物等調査業務を行ったところであります。町道八間川堤防1号線道路路肩改良工事、町道北川反甫北鹿野道路改良工事、町道西網道南鹿野2号線道路改良測量設計業務、町道駅前団地1号線道路維持補修工事、町道塚田線道路改良測量設計業務、町道氷川中南線道路改良構造物詳細設計業務並びに地質調査業務、町道笠松団地線道路改良工事が完了し、また、それぞれ完了する見込みであります。

防犯カメラを本年度1基増設いたしました。現在15基を運用し、地域及び通学路の見守りと犯罪の防止に活用しているところであります。

宇城氷川スマートインターの利用台数並びにアクセス道路通過台数も年々増加傾向にあります。

なお、アクセス道路の県道昇格につきましても、議会とともに、県へ強く要望をし、今前向きにその作業が進められております。

宇城市の回答待ちというふうに聞いておりまして、宇城市のほうからの回答がありますと、県道の昇格の事務が進んでいくものというふうに感じております。

下水道宮原処理区の八代北部流域下水道への編入に向けた工事が完了をいたしました。4月からは八代北部流域下水道で共同処理するということになります。

町民の皆さま方のご協力により、ごみの減量化が進んでおります。今後とも、ゼロカーボンシティの実現に向け、さらなる生ごみの減量化と資源ごみの分別収集へご協力を頂きますようお願いするところであります。

消防団員の定数を見直し、本年度から提出480名で活動を行っております。うち、10名は女性団員であります。これからも、少ない団員数は減らしましたものの、地区の防災組織と相まって、それぞれの地域を守ってくれるものと期待をいたしております。

行政運営の分野では、10月1日に氷川町合併20周年記念式典を開催し、持続可能な基礎自治体としての発展を誓ったところであります。あわせて、氷川町のPR動画イメージソング、ブランドマークを製作発表いたしました。今後はそれぞれを活用して、知名度の向上と、氷川ブランドの確立に活用していければというふうに思っております。

博報堂プロダクツとの連携協定に基づき、国の地域活性化起業人制度及び地域力創造アドバイザー制度を活用し、五つのテーマごとに、タスクホースセカンドを組織し、さまざまな提案を頂いたところであります。冒頭申し上げましたとおり、その内容につきましては、今後活かせるところはしっかり活かしてまいりたいというふうに思っております。

ふるさと納税につきましても、寄附件数及び寄附額ともに前年を大きく上回っております。一般財源の確保に大変役立っているところであります。本年3月5

日現在、先週の末現在で寄附件数が6万3,697件、寄附金額が10億132万2,658円の実績であります。目標としておりました10億を達成したところでありますし、あと3月いっぱいございます。しっかりその半分は一般財源として活用できますので、有意義に使っていきたいというふうに思っております。

なお、企業版ふるさと納税も、寄附件数9件、寄附金額330万の実績でございます。

以上のとおり各分野で事業推進に最善を尽くしてまいりましたが、議員各位並びに町民の皆さま方をはじめ、関係機関組織のご協力のもと、全職員が一丸となって職務に精励したことにより、相応の効果を得る行政運営ができたというふう感じております。

以上、令和7年度の行政報告といたします。

○議長（三浦賢治君） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 5 | 承認第 1号 | 専決処分
の報告及び承認
について
令和7年度氷川町
一般会計補正予算
(第13号) |
| 日程第 6 | 議案第 1号 | 氷川町犯罪被害者等
支援条例の制定
について |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | 氷川町乳児等通園
支援事業の設備
及び運営に関する
基準を定める
条例の制定
について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | 氷川町特定乳児等
通園支援事業の
運営に関する
基準を定める
条例の制定
について |
| 日程第 9 | 議案第 4号 | 氷川町行政手続
条例の一部を
改正する
条例について |
| 日程第 10 | 議案第 5号 | 氷川町一般職の
職員の給与に
関する条例の
一部を改正
する
条例について |
| 日程第 11 | 議案第 6号 | 氷川町職員の
定年等に関する
条例の一部を
改正する
条例について |
| 日程第 12 | 議案第 7号 | 氷川町報酬及び
費用弁償に
関する条例の
一部を改正
する
条例について |
| 日程第 13 | 議案第 8号 | 氷川町国民健康
保険税条例の
一部を改正
する
条例について |
| 日程第 14 | 議案第 9号 | 氷川町介護保険
条例の一部を
改正する
条例について |
| 日程第 15 | 議案第 10号 | 氷川町下水道
事業の設置等
に関する条例
の一部を
改正する
条例について |
| 日程第 16 | 議案第 11号 | 令和7年度氷川町
一般会計補正
予算(第14号)
について |
| 日程第 17 | 議案第 12号 | 令和7年度氷川町
国民健康保険
特別会計補正
予算(第4号)
について |
| 日程第 18 | 議案第 13号 | 令和7年度氷川町
介護保険特別
会計補正予算
(第3号)
について |
| 日程第 19 | 議案第 14号 | 令和7年度氷川町
後期高齢者
医療特別会計
補正予算
(第3号)
について |
| 日程第 20 | 議案第 15号 | 令和7年度氷川町
下水道事業
会計補正
予算(第5号)
について |
| 日程第 21 | 議案第 16号 | 令和8年度氷川町
一般会計
予算について |
| 日程第 22 | 議案第 17号 | 令和8年度氷川町
国民健康保険
特別会計
予算について |

て

- 日程第 23 議案第 18 号 令和 8 年度氷川町介護保険特別会計予算について
日程第 24 議案第 19 号 令和 8 年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 25 議案第 20 号 令和 8 年度氷川町下水道事業会計予算について
日程第 26 議案第 21 号 氷川町過疎地域持続的発展計画の策定について

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 日程第 5、承認第 1 号、専決処分の報告及び承認についてから日程第 26、議案第 21 号、氷川町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでを一括議題とします。

町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） それでは、令和 8 年度の施政方針並びに提案理由の説明を行わせていただきます。

政府は、昨年 6 月 13 日に閣議決定した、経済財政運営と改革の基本方針 2、025 において、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していくとしております。

また、賃上げを起点とした成長型経済の実現に向けて、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画を実施をする、三位一体の労働市場開拓及び中堅中小企業による賃上げの後押し、地方創生 2.0 の推進へ、令和の日本列島改造、地域における社会課題への対応、農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保、文化芸術スポーツの振興、GX の推進、DX の推進、フロンティアの開拓、先端科学技術の推進、スタートアップへの支援、海外活力の取組、資産運用立国の実現を掲げております。

これを踏まえて、8 月 8 日に閣議了解されました令和 8 年度の予算要求については、年金、医療等の社会保障費は高齢化等に伴う自然増 4,000 億円を加算した範囲内で要求、地方交付税交付金等は、新経済・財政再生計画との整合性に、留意、義務的経費については、経費ごとの義務的性格に基づき、所要額を要求、その他の経費については、前年度当初予算に相当する額の範囲内で要求した上で、物価高騰対策を含む重要政策推進のため、その額に 100 分の 20 を乗じた額の範囲内で要望を可とされたところであります。

熊本県においては、平成 28 年の熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨災害の二つの大きな自然災害への対応を進めてきた一方で、中期的な財政収支の試算では、令和 8 年度から 5 年間、毎年度 69 億から 201 億の財政不足額が見込まれるとしております。

令和 8 年度予算は、熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨からの復旧復興に加え、令和 7 年 8 月豪雨からの復旧復興を最優先とする熊本新時代競争基本方針のもとに、実施する取組については、その必要性、緊急性を精査し、真に必要な事業への選択と集中を徹底するとされております。

令和 8 年度の大まかな収支見通しや中期試算で明らかとなった、令和 8 年度の以降の将来にわたる財政不足の解消に向け、一般行政経費や投資的経費にシーリングを設定の上、歳入歳出の見直しを徹底するとしています。

さて、本町の令和 6 年度一般会計決算による実質収支は 4 億 2,438 万 1,000 円、繰越金や積立金を取崩した額を含めた実質単年度収支は 2 億 4,557

万4,000円の赤字となったものの、経常収支比率は93.4パーセントと前年度と比べて6.5ポイント下降いたしました。

一方で、今後数年間は公債費が9億円水準の状態が続くことが予想されておりまして、公債費への一般財源の充当を要因として、経常収支比率は高い水準で推移することが見込まれております。

また、令和6年度末における財政調整基金残高は11億3,435万8,000円で、前年度と比較して約2億8,610万円減少し、財政調整基金を取り崩さなければ予算編成ができない状況は依然として続いており、一般財源支出の抑制が急務となっております。

そこで、令和8年度一般会計予算の編成方針として、原油、原材料価格の高騰や円高の進行に伴う物価高騰の影響により、各種の費用が上昇していることに加え、令和7年8月豪雨からの復旧、復興に関わる財政需要や令和8年度以降には、若洲排水機場や優良賃貸住宅事業、網道防災公園整備事業、企業誘致事業、宅地開発整備事業など、大きな財政需要が見込まれます。重要な事業には必要な財源を確保する一方で、事業規模の精査を行うことで、歳出抑制を図り、その他の事業においては、行政評価等の活用による事務事業の見直しを積極的に行い、財政の健全化及び持続可能な行政運営に向けて、職員一人一人が町財政の現状について共通の認識に立った上で、思い切った合理化、効率化を行うなど、これまで以上に徹底したコスト意識のもとに、メリハリのある予算編成に心がけ、対前年度比11パーセント増の総額88億3,809万6,000円としたところであります。

歳入では、地方交付税、国県支出金、寄附金の増加を見込み、財源確保のために起債及び財政調整基金から必要な繰入れを行ったところであります。

歳出では、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び公債費は増額予算とし、議会費及び教育費は減額予算といたしました。

氷川町が誕生して20年の節目を過ぎ、激変する社会情勢を的確に捉え、持続可能な基礎自治体としての実行性を示す大切な時期を迎えております。

令和8年度は、安らぎと潤いのある氷川町創生に向けた新たなスタートと位置づけ、令和7年8月豪雨からの復旧、復興を最優先に位置づけるとともに、住民生活を下支えする政策や財政健全化を見据えた徹底した行財政改革に取組、持続可能な基礎自治体としての地方創生理念を念頭に置き、人口減少、少子高齢化、地域産業の活性化及び企業誘致に向けた積極的な行政運営を図るべく、氷川町総合振興計画並びに地方創生総合戦略に基づいた次の5つのまちづくり戦略を掲げ、議会の協力を頂き、町民の皆さま方と協働し、小さな町で大きな幸せを感じる田園都市氷川の実現に向け、堅実かつ積極的な町政運営を行ってまいりますので、一層のご協力をお願いいたします。

まず第1点目に、魅力あふれる産業の振興を図ります。

安定した生活基盤を確保するためには、基幹産業である農業、商工業に活力と魅力がなくてはなりません。

農業振興策といたしましては、昨年8月豪雨で被災した圃場の復旧工事を施工するとともに、足腰の強い持続可能な農業経営を図るため、各種生産組織と農事組合法人並びに担い手農家の育成を図ってまいります。

農地集積加速化事業においては、既に農事組合法人として設立した6法人の経営安定に向けた支援を行います。

農地課と農業委員並びに最適化推進委員の皆さまと連携を図り、熊本県中間管理機構を活用した農地の集積を積極的に推進をしてまいります。

農道馬原1号線道路改良工事では、第2期工事を施工し、本来年度事業を完了する予定であります。

い業機械再生支援事業も継続して実施することにより、い業関連機械の維持管理を支援することによりまして、生産機械の長寿命化を図ってまいります。

農業次世代人材投資事業及び有害鳥獣被害対策事業については、国・県の事業を積極的に活用し、新規就農者の支援及び鳥獣被害の抑制を図ります。

氷川町農業元気づくり支援事業では、イチゴ重要害虫対策、施設園芸薬剤抵抗性害虫対策、梨、露地野菜、葉たばこ、花きにおきましても重要病害虫対策、柑橘類品質向上対策、家畜予防ワクチン接種の8つの事業を展開してまいります。

スマート農業普及促進事業及び農業用水浄化装置普及事業につきましても、町単独事業として、個々に継続して支援をしてまいります。

また、新規事業として、ため池ハザードマップ作成事業、継続事業といたしましては、経営所得安定対策事業、経営体育成支援事業、農産物販売戦略強化対策事業、農産物輸出促進事業をはじめ、農地の利用調整、利活用状況等の農業委員会の機能充実に支援する機構集積支援事業及び耕作放棄地解消緊急事業にも取り組んでまいります。

農業経営の安定化と農家負担の軽減を目的とした農業収入安定化事業につきましては、これまでどおり、農業共済と収入保険の2本柱で支援をしていきます。

水産基盤整備事業では、アサリ稚貝の育成やハマグリ母貝の放流及び漁場の耕うんに対する支援を継続して実施をいたします。

森林環境譲与税を活用して、町内の中学校への教材材料支給及び県産材を活用した机上プレートの製作を行います。

農業基盤整備促進事業として、県営事業によります砂川排水機場の下部工、ポンプ・電気設備の製作、若洲不知火地区土地改良事業では、排水機場の下部工、パイプラインの更新及び用排水路の改修、竜北地区の県営湛水防除事業においては、氷川排水機場を稼働させるとともに1号導水路整備を実施してまいります。

また、新規の事業として、小川排水機場の更新事業にも着手をしてまいります。

多面的機能支払い交付金事業におきましては、町内30地区で取組が行われておりますが、農村環境の保全と改善に向けた取組を、氷川土地改良区と連携して実施をしてまいります。

商工業振興といたしましては、これまでの事業を継続してまいります。商工会運営基本運営補助によります商工会活動の支援、商工業者の経済革新を支援するとともに、継続して創業支援・事業所等整備促進事業、新規創業する商工業者の店舗及び機械器具の整備と既存の商工業者の店舗リフォーム及び機械器具の更新についても支援を継続いたします。

同じく継続事業として、若手後継者や創業予定者の経営力向上に向けたソフト面の支援を行うため、若手後継者等育成特別推進事業を実施をいたします。

住宅リフォーム促進事業につきましても継続して実施することとし、中小建設業者の支援と空き家対策としての地域環境の改善とともに、町内商工業の振興に1役を担っていきたいというふうに思っております。

町単独のプレミアムつき商品券については、20パーセントのプレミアムをつ

けて、今年も発行をいたします。町内における購買力の向上に役立つものというふうに思っております。

企業誘致活動につきましては、農村地域への産業の導入促進等に関する法律に基づく、氷川町導入計画について、県知事の同意を得るとともに、専任職員を配置して積極的に企業誘致を展開してまいります。今年度、県との事務協議を行ってまいりました。いよいよ本申請の段階まで来たところでありまして、まずは申請をし、県の許可を受けた後に、積極的に企業誘致活動を進めていきたいというふうに思っております。

道の駅竜北、竜北公園、宮原まちづくり酒屋、立神峡公園、秋山幸二ギャラリーが相互に連携をとりながら、その活用を図ることといたしております。特に、宮原まちづくり酒屋につきましては、民間事業者の公募を行い、その有効活用を図ってまいります。

氷川まつり、梨マラソン大会、道の駅ウォーキング大会、いちご杯キッズサッカー大会など、各種イベントにつきましても、参加者増加への工夫を行い、実施するとともに、町外からの交流人口を増やし、地域経済の活性化につなげてまいります。

2点目に、地域でいきいきと暮らせる保健福祉のまちづくりであります。生活の安定は健康づくりという視点から、疾病の早期発見、早期治療を促進し、町民の皆さまの健康増進と医療費の抑制を図るため、保健予防、検診事業及び健康相談、保健指導、食生活改善指導を積極的に推進してまいります。

高齢者等福祉タクシー利用料金支援事業を継続し、交通手段が乏しい高齢者及び障害をお持ちの皆さまの支援を行ってまいります。

病児・病後児保育が八代北部地域医療センターを事業主体として実施されております。今後も八代市とともに、その運営及び財政支援を行ってまいります。

八代市・市郡医師会と連携して設置をしております、八代地域在宅医療・介護連携支援センターを核として、地域包括支援システムの構築を図ってまいります。このセンターにつきましても、これまでは啓発活動が中心でございました。それが主な目的でありますけれども、もう少し一歩踏み込んだ、それぞれのいわゆる連携を図れるような、その核になっていただきたいというふうに要望しているところであります。

氷川町介護保険事業計画に基づき、対象者個々のニーズに応じた適切な介護保険サービスを提供してまいります。

人間ドック受診費用、各種がん検診費用、インフルエンザ予防接種費用の助成を継続して実施をいたします。

同じく継続事業として、3歳未満児の保育料無償化及び3歳未満児のおやつ代やミルク代などの子育てに関わる経済的負担を軽減するため、物価高騰対策子育て支援臨時給付金支給、家事育児に不安を抱えるヤングケアラー家庭を訪問し、家事支援を行う子育て世帯訪問支援事業を実施いたします。

子育て及び定住促進対策といたしまして、これまで行ってまいりました、高校生までの医療費の無料化、産前産後ホームヘルプ事業及びすこやか出産祝い金事業を継続して実施するとともに、保健師を中心とした氷川町子育て世代包括支援センターを充実させ、子育て世帯の支援を促進してまいります。

また、一昨年設置した子ども家庭センターを拠点に、子どもの虐待及び悩み相談に対応してまいります。

新規事業として、乳幼児通園支援事業を実施するとともに、保育所等におけるICT化推進事業に取組、保育士等の業務負担軽減を図ってまいります。

高齢者及び障害者福祉対策といたしましては、いきいきサロン事業、食の自立支援事業、通所型介護サービス事業、高齢者及び障がい者住宅改造助成事業を継続して行い、障がい者総合支援事業法に基づきます、さまざまな支援事業を実施するとともに、就労支援など、自立支援にも取り組んでまいります。

特に、いきいきサロン事業につきましては、全地区で開催されておりますが、高齢者のみならず、地域の各年代層の方々が関わりを持てる、そういった機会になればなということをごをこれまでずっと申し上げてまいりました。

これからも、ぜひそういった各種年代層の皆さま方一堂に会して、高齢者の皆さん方と接する機会が増えていけばなあとこの思いでございまして、先ほど言いましたとおり、民生児童委員の皆さん方にはまたご苦勞をおかけしますが、どうぞご支援をよろしくお願いいたします。

町社会福祉協議会の地域福祉計画と組織改革計画を踏まえ、社会福祉協議会と民間施設の役割分担を図り、氷川町に適応した社会福祉協議会の独自の地域で支える介護福祉の環境づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

3点目に人を育む魅力ある教育の振興でございます。

令和8年度からは、国が実施をいたします小学校給食無償化に合わせて、中学校の無償化も町単独で無償化することといたしております。予算を計上しておりますので、ぜひお認めを頂きたいと思っております。

新規事業として、中学校部活動地域移行に伴う休日の地域クラブ活動支援事業により指導者が担う体制を整備してまいります。

氷川町児童館建設事業につきましては、補助金申請並びに寄附金の際の進め、財源の確保にめどがつかましたら、予算を計上してまいります。以前もペルーの平岡さんのほうからご支援を頂きました。今回のこの児童館建設につきましても、支援を行いたいという申出を頂いておりますので、その中身を詰めまして先ほど言いましたとおり、目処が立ちましたら、予算化をして建設に向けた作業を進めてまいりたいというふうに思っております。

氷川町町民文化センター内に設置をしております教育支援センターの活用による不登校の未然防止及びその解消を図り、児童生徒の登校、学校復帰を支援してまいります。

中学生の英語検定受験助成事業を継続して実施し、日本英語検定協会が実施をします実用英語技能検定費用の全部及び一部を助成し、英語に対する学習意欲の向上を図ってまいります。

既に小・中学校に導入しておりますICT機器、電子黒板タブレット等の更新を行うとともに、ICT支援員を配置し、学習支援を行うことで、学力の向上を図ります。継続して教職員OBを指導主事として配置し、教職員の授業力向上及び学級経営、生徒指導等への助言指導を行うとともに、本町の教育の特色であります、コミュニティースクールの取組を、更に進めてまいりたいというふうに思っております。

全小・中学校における要支援児童生徒への教育支援を行う要支援児童生徒教育支援事業及び地域ぐるみで学校運営と支援をする学校運営を支援します。

学校支援地域本部事業も、継続して強力に進めてまいります。

小学校部活動が社会体育に移行して8年が経過をいたしました。今後も円滑な

活動が図れるよう、指導者の育成等支援を継続して実施をいたします。

これは先ほど言いました中学校の部活動の社会体育移行も始まっていきます。そこにはやはり指導者が必要でありまして、指導者をいかに確保するか。そしてまた、育成していくかというのが大きな課題でありまして、教育委員会のほうでしっかりサポートしてくれるものというふうに思っております。

幼児期における質の高い保育・教育を支援するための子ども子育て支援事業計画及び新次世代育成支援対策行動計画に基づく事業を実行し、全ての子どもと子育て世代が安心・安全・健康に暮らせるまちを目指してまいります。

八火図書館も多くの町民の皆さま方にご利用頂いておりますが、学校図書館との連携を図り、積極的に図書活動を推進してまいりたいと思っております。

毎年、八火図書館の本まつりが開催をされます、今年も2月に開催をされました。参加をいたしまして、子どもたちの読書感想が掲示・発表がありました。読書感想文の発表を聞きまして、私も涙いたしました。やっぱり子どもたちが、しっかり読書の中から、本の中から、学んでいるということを実感したところでありまして、やはりこの図書館の持つ役割というのは大きなものというふうに思っております、これからもしっかりと進めてまいります。

八代郡スポーツ協会と氷川町スポーツ協会が一元化されました。氷川町の文化協会とともに組織の強化と会員の拡大を目指して相互に連携を図りながら、社会体育と文化の振興に向けた支援を行ってまいります。

4点目は、魅力ある暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。

昨年8月豪雨により被災した道路、河川の災害復旧事業を最優先に取り組んでまいります。

地球環境への負荷軽減による自然と共生するまちづくりを目指して、太陽光発電施設等の費用助成、また、住宅用新エネルギー等導入促進事業及び合併浄化槽設置事業につきましても、助成を継続して行ってまいります。

八代市環境センターにおける氷川町のごみ広域処理が開始をされて数年たちます。町民の皆さまのご協力によりまして円滑な運営ができていところであります。今後も生ごみの減量化を目指した電気式生ごみ処理機及びコンポスト購入事業を継続して実施をいたします。

また、ゼロカーボンシティ理念の普及を図り、ごみの減量化と資源ごみの回収に努めてまいります。電気式の生ごみ処理機につきましても、なかなか普及が進んでまいりません。後ほどまた新年度予算にも上げておりますけれどもやはり、これはそれぞれ町民の皆さん方のご協力に頼るところでございまして、ぜひ協力していただいて、少しでも、このごみの減量化に寄与していただければなお願いますところでもあります。

海洋環境保全に資するとともに、河川環境保全への波及効果を目指して、海岸漂着物の漂流・海底ごみの回収処理事業を実施いたします。

皆さんご承知のとおり、今氷川の浚渫工事が行われております。県の工事でございますけれども、河川の流量の確保には役立つのかなというふうに思っておりますし、一方で、芦原がなくなってしまう。水の浄化を考えますとやはり芦はあったほうがいいんですけれども、今なくなってしまうので、少しそのバランスというのが、やはりとる必要があるのかなというふうに思っておりますので、今後は、それも含めまして、県のほうにも要望してまいりたいというふうに思っております。

防災・防犯対策といたしましては、氷川町地域防災計画に基づく対応を徹底するとともに、昨年8月豪雨災害を教訓として、内水氾濫及び熊本県が公表した熊本県津波浸水想定における津波到着時間及び浸水区域の指定を踏まえて、氷川町防災マップ、地区防災計画の見直しを行い、総合防災訓練を実施し、地区住民の皆さま方の防災意識の醸成を推進してまいります。

防犯カメラにつきましても、現在15基設置しておりますが、今後とも、防犯効果・証拠能力にあります関係判明のツールとしても活用するとともに、そのことによりまして、地域のいわゆる安全を保てるような活用を図ってまいりたいというふうに思っております。

防災行政無線を活用して必要な情報を適時適切に提供するとともに、災害対応資機材及び食糧等の備蓄を計画的に進めてまいります。

消防団及び自主防災組織を核とした地域防災体制の充実と地域ぐるみで見守る防犯体制を確立するとともに、機能的な組織づくりを図ってまいります。特に消防団につきましては、団員定数を削減いたしました。消防活動資機材及び装備の整備を図り、円滑な消防活動ができるよう支援をしてまいりたいというふうに思っております。

下水道事業につきましては、県営事業で進めておりました宮原処理区の八代北部流域下水道処理場による共同処理が開始をされます。更に普及率の向上と健全な事業運営を目指してまいります。下水道の使用料金につきましても、定期的に見直すことといたしてありまして、今その作業に今後また進めていかなければなりません。そこには住民の皆さま方の、ご理解が必要でありまして、その必要性をしっかりと議員の皆さまからも、住民の皆さん方におつなぎを頂きたいというふうに思っております。

集落内の道路、河川及び排水路につきましては、氷川町道路整備基本計画、また、地区からの要望との整合性を図りながら、社会資本整備総合交付金事業等々、国、県の事業をしっかりと活用した上で、優先順位をつけて整備を進めていきたいというふうに思っております。

町が管理しております既設の橋りょうにつきましても、橋りょうの長寿命化修繕計画に基づき、優先順位をつけて改良工事を行ってまいります。

氷川警察署跡地にPFI事業を活用にした優良賃貸住宅事業、先ほど申し上げましたとおり、基本計画が出来上がりましたので、今後実施計画あるいは造成工事に着手をしていくこととなります。

令和9年12月の入居開始に向けて、計画的にこの事業を進めていければなどというふうに思っております。

定住促進施策の一環として、継続事業として空き家バンクに登録した空き家リフォーム助成、引っ越し及び家財撤去費の助成を行うとともに、移住体験住宅を活用して、移住希望者の体験宿泊や空き店舗及び遊休農地等の情報発信を行い、町外はもとより県外からも移住者の受入れを行う移住定住促進プロジェクト事業を充実していきたいというふうに思っております。これまでも数名の移住者、移住していただいた方がいらっしゃいますけども、今後も、しっかりその手助けをしていきたいというふうに思っているところであります。

氷川町空家等対策計画に基づく氷川町空き家対策検討委員会を設置して活動を始めております。

暫時委員会を開催いたしまして、管理不全空き家等々の、あるいは特定空き家

等を認定をして、その解消を図っていききたいというふうに思っておりまして、今後まだまだ空き屋に対応する件数が多くございますので、しっかりとこの検討委員会の活動というものを、やはりもっと活発化させていかなくちやならないというふうに思っておりまして、今後も、更に強力に進めてまいりたいというふうに思っております。

最後に、住民自治を支える行財政運営の推進であります。

自治体DXの一環として、国の交付金を活用して、電子決裁システム、住民票等のコンビニ交付システム、公共施設予約システム、行政手続オンライン化及び文書管理システムを導入し稼働させております。

それぞれ相応の効果を得ているものというふうに思っておりますが、やはり広く住民の皆さん方にも、このことを普及して活用頂けるような環境を更に整えていければなというふうに思っております。

併せまして国の方針に従いましてシステムの標準化が運用されます。これまで、一昨年から準備を進めてまいりました。本来ならば昨年12月から稼働をさせる予定でしたが、先に導入した自治体で非常に不具合がそれぞれ発生をいたしております、今も国のほうも一時中断の状況でございまして、更にその精度を上げた上で、このシステムの標準化を運用するということになります。私ども氷川町も、昨年12月の運用を1年先延ばしして今さらなる準備を進めているところでありまして、今後、それによりまして、またそれぞれのシステムを構築した上で、住民の皆さん方にもしっかりとそのことを啓発していかなければならないというふうに思っております。

博報堂プロダクツとの連携協定に基づいたタスクホースの活動が一応終了いたしました。先ほど言いましたとおり、5つのテーマをもとに、さまざまな提案を頂きました。すぐ実行できること、あるいは将来にわたって実行していくこと、やはりその辺りを住み分けをして取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、すぐできることにつきましては、令和8年度新年度予算にも、若干計上いたしておりますので、後ほどまたご審議を頂きたいなというふうに思っております。

第2次氷川町総合振興計画、第2期地方創生総合戦略並びに氷川町国土強靱化地域計画で示したまちづくりの基本方針及び各種の施策を着実に遂行するためには、財源が必要であります。今後とも創意工夫による財源の確保と堅実な財政運営を図ってまいります。

併せまして、行政改革大綱に基づくさまざまな行政改革を進めてまいりたいと思っております。これまでやってきました事務・事業、その役割を果たした事業につきましては、やはり廃止をし、新たな事業にその分を傾注していく必要があるというふうに思っておりまして、ずっとこれまでやってきたことをそのままずっと続けていくということではできかねますので、その辺りは減り張りをつけてスクラップ・アンド・ビルド、なくすものはなくす、造るものは造るその辺りをしっかりこの減り張りをつけて行政運営を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、議員各位にも、そのことはぜひご理解を頂きたいというふうに思っております。

併せまして、公共施設の管理が大変でございます。それぞれの施設が老朽化をいたしております。この役場もしかりでございまして、もう40年近くになります。次のやはり対応が必要になってまいりますし、それぞれの公共施設たくさん

ございますけれども、今後、その維持管理をどうしていくかというのが、町の大きな課題でございますので、先ほど言いました、まちづくり酒屋を、まずは民間に、事業者に使っていただいて、そういった方向を、やはり模索していかなきゃならないというふうに思っております。このことは、酒屋に限らず道の駅竜北あるいは歴史資料館につきましても、もっと有効的な活用を図る必要があるというふうに思っておりますので、また皆さん方にもお知恵を借りることがあるかと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

行政運営の原動力であります職員の能力開発と育成に尽力をするとともに、人事考課を厳正に行い、定期昇給等への処遇へ反映をさせてまいります。もう既に今年1月の定期昇給から、この人事考課の評価を運用いたしました。それぞれ、やはりそれぞれの仕事の頑張りに応じた、給与が必要だなというふうに思っておりますので、しっかりと人事考課を適正に行いまして、しっかり処遇にも反映させていきたいという思いでございます。

住民と行政の協働によるまちづくりを進めていく上では、町民の皆さま方との対話、協調が重要であります。これまでも町政懇談会開いてまいりましたが、なかなか参加が増えてまいりません。その分は、いろんなツールを通じまして町の情報をしっかり提供し、そして町民の皆さま方に、町の動きというのをしっかり理解していただきます。また方向性をしっかり受け止めていただいて、一緒にまちづくりを進めていければなあという思いでございますので、今後とも情報はしっかり提供してまいります。

大空町との人材交流及び物品の相互交流を今後とも継続をしてまいります。今年から中学生の交流の時期が変わりました。夏に北海道から来ていただいて、冬に氷川町から、北海道大空町の交流を行いました。非常に子どもたちには、好評でありまして、まさに大空町の雪、1面の雪を見るだけでも子どもたちのやっぱり経験にはなると思っておりますし、北海道の子どもたちは、夏の暑い暑さを体験することで、それぞれ関係の違いを体感するものと思っております。できたら今後もこの時期に行っていただければなというふうに思っております。

また、ペルー共和国、平岡さんを通じましての、ペルーとのやっぱり国際交流というのを進めていかなきゃならないというふうに思っておりますし、今熊本県のほうでも、ペルーとの交流する何か組織をつくりたいというふうに動きがあるように聞いておりまして、その時には氷川町もぜひ参画をしてほしいという打診を頂いておりますので、その時期が来ましたら、また皆さまとともに、しっかりと参画をし、交流を深めていければなというふうに思っております。

行政運営そのものがSDGs、誰1人取り残さない社会の実現につながるものというふうに思っておりますし、これからも住民の皆さん方と一緒になりまして、氷川町を守り育てまいりたいというふうに思っております。

以上、5つのまちづくり戦略を掲げ、令和8年度の町政運営の基本方針として進めてまいります。町が抱えております、安心して暮らせ、幸せを実感できる持続可能な田園都市氷川の創造を目指して、今後とも職員とともに、全身全霊を傾注して、緊張感を持って取り組んでまいります。どうぞ議員各位にも、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして、令和8年度の施政方針といたします。

引き続き、提案理由の説明を行います。

本定例会に提案しておりますのは、承認1件、条例の制定及び一部改正その他

12件、令和7年度一般会計並びに特別会計補正予算5件、令和8年度一般会計並びに特別会計予算5件でございます。

承認第1号は、専決処分をしました令和7年度氷川町一般会計補正予算第13号を報告し承認を得るものであります。

議案第1号は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的に、氷川町犯罪被害者等支援条例を制定するものであります。

議案第2号は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定めるため、関係条例を制定するものでございます。

議案第3号は、子ども子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、関係条例を制定するものであります。

議案第4号は、行政手続法の一部改正により、公示送達の実態に関する規定が改正されたため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第5号は、職員の職階級の見直し及び人事院勧告による給与改定等に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、職員の職務の級の見直しによる氷川町一般職の職員の級別職務分類表の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、開票管理者の報酬額を引き上げるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号は、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども子育て支援金制度が開始されるため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、介護保険法施行令が一部改正に伴って、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第10号は、個別排水処理事業の廃止に伴い、氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号から議案第15号までは、令和7年度一般会計並びに特別会計の補正予算でありまして、一般会計並びに特別会計ともにそれぞれ過不足が生じておりますので、補正するものであります。

議案第16号は、令和8年度氷川町一般会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比11.1パーセント増の88億3,809万6,000円とするものであります。

議案第17号は、令和8年度氷川町国民健康保険特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比2.8パーセント減の19億5,921万1,000円とするものでございます。

議案第18号は、令和8年度氷川町介護保険特別会計補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比1.7パーセント増の17億3,528万円とするものでございます。

議案第19号は、令和8年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額を対前年度比10.5パーセント増の2億8,456万7,000円とするものでございます。

議案第20号は、令和8年度氷川町下水道事業特別会計予算でありまして、収益的収入6億870万収益的支出5億6,396万4,000円を見込み、資本的収入7,427万3,000円、資本的支出3億1,063万8,000円を見込ん

でおります。

議案第21号は、氷川町の一部、竜北地区でありますけども、が過疎地域に指定されておりますが、引き続き竜北地区の持続的な発展を図るため、氷川町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、ご審議を頂き、円満なるご決定を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（三浦賢治君） これで町長の説明が終わりました。

暫時休憩をしたいと思います。20分から再開したいと思いますので、お願いいたします。

-----○-----

午前11時12分

午前11時20分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、承認第1号から順次、詳細説明を求めます。

企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 承認第1号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月20日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し承認を求めます。

資料の1ページをご覧ください。専決第1号、令和7年度氷川町一般会計補正予算第13号でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,336万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,258万3,000円とするものです。

歳出につきましてご説明いたします。8ページをご覧ください。10款、総務費、20項、選挙費、25目、衆議院議員選挙費の1,241万9,000円は、2月8日に執行されました国政選挙事務に要する経費を計上したものです。

次に9ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、10目、児童措置費の95万円は、児童手当の実績見込みに伴う増額でございます。

次に歳入につきまして、ご説明いたします。

6ページをご覧ください。65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費、国庫負担金の89万8,000円と、70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金の18万9,000円は、児童手当に係る充当財源の増額でございます。

65款、国庫支出金、15項、委託金、5目、総務費委託金の1,241万2,000円は、衆議院議員選挙費の財源として計上したものです。

次に7ページをご覧ください。90款、5項、5目、繰越金の13万円の減額は、児童手当の充当財源である国庫及び県費負担金の増額に伴う財源調整によるものです。

以上が、専決第1号の内容でございます。

本件につきましては、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから

専決処分したものです。以上で、承認第1号のご説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 議案第1号、氷川町犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明いたします。

氷川町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めます。

提案理由は、氷川町犯罪被害者等支援条例を新たに制定し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって町民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するものであります。

1ページをご覧ください。条例の主な内容につきまして、ご説明いたします。

第1条におきましては、犯罪被害者等の被害軽減や回復、町民が安心して暮らせる地域社会の実現を目的とすることを規定しております。

第3条では、基本理念としまして、個人の尊厳状況に応じた支援、2次被害や再被害の防止を規定しております。

第4条では、町の責務として、関係機関等と連携し、支援施策を総合的かつ計画的に実施することを規定しております。

2ページをご覧ください。第5条では、町民及び事業者は、町の施策する施策へ協力するよう努め、また、事業者は、被害者である従業員の就労環境に配慮する責務を持つことを規定しております。

具体的な支援策としまして、第6条では、総合的な相談窓口の設置、第7条では、経済的負担の軽減、第8条では、福祉サービス提供等の日常生活支援、第9条では、居住の安定支援を規定しております。

また、支援における配慮事項としまして、第10条では、個人情報保護、第11条では、被害者が未成年である場合の特別な配慮を規定しております。

支援環境の整備としましては、第12条で、町民や事業者の理解を深めるための広報啓発活動の実施、第13条では、民間支援団体、団体の活動促進を町が取り組むことを規定しております。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。これで、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第2号と議案第3号を続けて説明させていただきます。

まず、議案第2号、氷川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

氷川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

提案理由といたしまして、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

条例の制定の趣旨ですが、令和6年6月に成立した子ども子育て支援法等の一部を改正する法律により、市町村による認可事業といたしまして、乳児等通園支援事業いわゆる子ども誰でも通園制度が創設され、令和8年度から子ども子育て支援法に基づく給付制度として、全国の自治体で本格的に実施されます。

当該事業は、保育所等に通っていない生後6カ月から満3歳未満のお子さんを対象に、保護者の就労要件を問わず、月10時間を上限に保育所等に通うことができるものとなっております。

本町では、この制度の導入に当たり、国の示す基準と同じ内容で条例を制定することとしております。

条例制定の主な内容につきまして、ご説明いたします。

1ページの目次をお願いいたします。第1章で、総則として、この条例の趣旨最低基準の目的など、乳児等通園支援事業者の共通事項を規定し、第2章第1節で通則として、乳児等通園支援事業を二つの区分、一般型乳児突然支援事業と、余裕活用型乳児突然支援事業の分類を規定、第2節で、一般型乳児等通園支援事業における設備職員の基準等を規定し、第3節で、余裕活用型乳児等通園支援事業における設備職員の基準等を規定しています。第3章で雑則として、紙媒体以外の電磁的記録で処理ができるように規定しております。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものとしております。これで、第2号議案についての説明を終わります。

続きまして、議案第3号、氷川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

氷川町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による、子ども子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

条例制定の趣旨ですが、子ども誰でも通園制度が創設されたことに伴い、子ども誰でも通園制度の事業者が事業の実施に伴う給付を受けるためには、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に基づき、町が認定を行う必要があります。これに伴い、子ども子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について規定するため、本条例を制定しようとするものです。

条例制定の主な内容につきまして、ご説明いたします。1ページの目次をお願いいたします。第1章で、総則として、この条例の趣旨、特定乳児等通園支援事業者の一般原則を規定し、第2章第1節で特定乳児等通園支援事業者の運営に関する利用定員の基準を規定、第2節で、事業者の運営に関する基準を規定しています。第3章で雑則として、紙媒体以外の電子的記録で処理ができるように規定しております。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。これで、議案第3号についての説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 議案第4号から議案第7号まで、続けてご説明いたします。

議案第4号、氷川町行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、行政手続法の一部改正により、行政手続制度の町もん弁明の機会の付与手続における公示送達のリジタル化に関する規定が改正されるため、関係規定を整備する必要があります。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。改正後の第 15 条第 4 項を新たに追加しております。

内容としましては、不利益処分などにおける通知の際、相手方の所在が不明な場合に、公示伝達と言われる法的手続をとりますが、これは書類をいつでも交付する旨を掲示場などに掲示し、一定期間が経過すると、相手方に送達されたとみなすもので、この手続において、従来の物理的な掲示に加え、インターネットなどのデジタルによる方法も利用可能とするための改正で、令和 8 年 5 月 21 日から施行するものでございます。これで、議案第 4 号の説明を終わります。

次に、議案第 5 号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由としましては、職務の級の見直し及び令和 7 年国の人事院勧告による給与改定等に伴い、氷川町一般職の職員の級別職務分類表及び手当の改正を行う必要があるものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。管理職手当におきまして、第 6 条の 3 第 2 項の 100 分の 12 から 100 分の 25 への引上げを規定しております。

次に、勤勉手当におきまして、3 ページ最終行から 5 ページにかけまして、第 8 条の 3 第 2 項第 2 号の自動車等で通勤する職員への手当額を上限額 6 万 6,400 円を超えない範囲内で使用距離の区分に応じて規則で定めることと規定しております。

5 ページをご覧ください。第 8 条の 3 に第 4 項を加えまして、駐車場を自己負担で利用する職員に月額 5,000 円を上限とする駐車場手当を規定しております。

7 ページをご覧ください。級別職務分類表におきまして、係長級の職務を 3 級から 4 級へ、課長補佐級の職務を 4 級から 5 級へ、課長級を全て 6 級に配置する級の改正を規定しております。

この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。これで、議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 6 号、氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由としましては、職務の級の見直しによる氷川町一般職の職員の級別職務分類表の改正に伴い、管理監督職の規定を改正する必要があるためです。

2 ページの新旧対照表をご覧ください。第 6 条におきまして、管理監督職が全て 6 級となることから、5 級の規定を削除するもので、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。これで、議案第 6 号の説明を終わります。

次に、議案第 7 号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例についてご説明いたします。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由としましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正法が成立及び公布されたことに伴い、開票管理者の報酬額を引き上げる必要があるものでございます。

1ページの改正条例をご覧ください。開票管理者の報酬を1万800円から1万2,200円に改正するもので、昨年6月、議会定例会で可決頂いた改正分から漏れていたことから今回改正するものでございます。

公布の日から施行し、令和7年6月16日から適用するものでございます。これで、議案第7号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 議案第8号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から子ども子育て支援納付金制度が開始されるため、必要な改正を行うもので、本納付金の課税について定めるものでございます。

4ページの新旧対照表をご覧ください。第2条第1項に、第4号として、子ども子育て支援納付金課税額の項目を追加し、令和8年度から新たに納付金を徴収するものです。

5ページをご覧ください。同じく第2条に第5項を加え、納付金の課税方式を所得割と均等割と定めるものです。

6ページをご覧ください。第8条の2を加え、課税額の所得割額については、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定することを規定しております。

7ページをご覧ください。第8条の3を加え、課税額の均等割額については、被保険者1人について、1,370円とするものです。次に第8条の4を加え、18歳以上被保険者の均等割額について84円と規定するものです。

8ページをご覧ください。第22条第1項第1号にカとキを加え、納付金の均等割額の7割軽減を規定しております。

9ページをご覧ください。同じく第2号にカとキを加え、納付金の均等割額の5割軽減、第3号にカとキを加え、納付金の均等割額の2割軽減についてそれぞれ規定をしております。

10ページをご覧ください。第22条第2項に第3号を加え、未就学児1人当たりの均等割額を規定しております。その下の第3項では、11ページの第7号から第9号を加え、出産した被保険者に対する軽減について規定をしております。

同じく11ページの下になりますが、第4項を加え、18歳未満被保険者の均等割額の軽減について規定をしております。

この条例は令和8年4月1日から施行するものです。これで、議案第8号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第9号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしまして、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げに伴い、介護保険法施行令が一部改正され、令和8年度の保険料の算定に係る特例措置が設けられました。これに対応するため、条例の一部改正を行うものです。

改正の内容背景といたしまして、令和7年度税制改正により、給与所得控除が引上げられ、住民税非課税となる年収基準が上昇いたしました。介護保険料は、住民税の課税・非課税を基準に段階が決まります。国の対応といたしまして、保険料収入の減少を防ぐため、令和8年度は、改正前の税制基準で所得段階を判定する措置としての介護保険法施行令の改正が行われました。

しかし、前述の措置により、住民税が非課税となる年収基準の上昇に合わせ就労時間を増やし調整した方については、税法上は非課税となっても、介護保険料の判定においては、この措置の影響により、課税扱いの判定とされてしまいます。

そこで、新しい非課税基準に合わせて就労調整を行った方が不利益を被らないように配慮するための措置として、令和7年度住民税非課税者で就労調整により、令和8年度も住民税では非課税になるが、介護保険料では、課税扱いとなる方については、申請によらず減免を適用するものです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。附則に、令和8年度分の保険料の減免の特例として、次の1項を追加するもので、16項、町長は、令和8年度分の保険料について、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則で定める者に対し、申請によらず減免したものとみなすを設けるものです。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものです。これで、議案第9号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第10号、氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第10号、氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、令和7年度末の個別排水処理事業廃止に伴い、事業名称の削除を行うものです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。表中、左の現行3行目の及び個別排水処理事業を改正後は削除しています。

この条例は令和8年4月1日から施行とします。これで、議案第10号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第11号、令和7年度氷川町一般会計補正予算第14号についてご説明いたします。

令和7年度氷川町一般会計補正予算第14号を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1 ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,714万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,543万6,000円とするものです。補正の概要といたしましては、歳入歳出とも、実績や今後の見込みによる減額が主なものでございます。

続いて、7ページをご覧ください。第2表、繰越し明許費です。10款、総務費で4事業、20款、衛生費で1事業、25款、農林水産業費で3事業、30款、商工費で1事業、35款、土木費で6事業の計15事業において、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰越しを行うものです。

次に、8ページをご覧ください。第3表、債務負担行為の補正です。中小企業利子補給の限度額を290万9,000円へ変更するものです。

続きまして、9ページをご覧ください。第4表地方債補正です。総務債、民生債、衛生債、農林水産業債、土木債、消防債、災害復旧債の限度額をそれぞれ変更するものです。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

38ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費、13目、振興局費、18節、負担金補助及び交付金のLPガス使用世帯支援補助金1,021万6,000円の計上は、県が行う物価高騰支援事業を活用し、LPガスを使用する世帯に対し、1世帯当たり3,000円を支援するものです。財源につきましては、県2分の1、町2分の1の負担割合で、町の負担につきましては重点支援地方交付金を充当する予定です。

39ページをご覧ください。12節、委託料のふるさと納税事業支援業務委託料の3,000万円は、2月までのふるさと氷川応援寄附額の実績に基づき、今年度の寄附額が10億6,000万円と見込まれるため、返礼品代均等に係る費用を増額するものです。

40ページをご覧ください。22節、償還金利子及び割引料の421万6,000円は、令和6年度重点支援交付金の事業実績の確定に伴う返還金です。

42ページをご覧ください。55目、減債基金費の1,237万6,000円は、令和8年度及び9年度に償還を迎える臨時財政対策債の元利償還に充当するため、地方交付税として交付された資金を、減債基金へ積み立てるものです。85目、ふるさと氷川応援基金費の6,183万1,000円は、ふるさと氷川応援寄附額の実績見込みと基金の利息を積立金として増額するものです。

45ページをご覧ください。15項、5目、戸籍住民基本台帳費、12節、委託料の戸籍附票システム改修委託料338万8,000円と、住民記録システム改修委託料79万4,000円は、政令の改正により住民票などへ旧氏及び旧氏ふりがなを記載するためのシステム改修費用です。

続いて53ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、15目、保育所費、18節、負担金補助及び交付金の保育施設給付費補助金4,621万3,000円は、公定価格の改定及び入所児童数の増加が見込まれるため増額するものです。

続いて60ページをご覧ください。20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、18節、負担金補助及び交付金の生活環境事務組合負担金1,070万9,000円は、クリーンセンター解体に係る調査及び設計業務等に伴う負担金の増額です。

次に61ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10

目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金の産地生産基盤パワーアップ事業補助金2,231万6,000円は、若洲タマネギ生産出荷組合の収益力強化を目的とした施設園芸施設の導入事業費について計上するものです。財源につきましては、県補助金2分の1と事業者負担の2分の1の負担となります。

続いて65ページをご覧ください。25目、農地費、18節、負担金補助及び交付金の県営事業負担金928万5,000円は、国の補正予算による事業費の増額に伴い追加計上するものです。

次に73ページをご覧ください。40款、5項、消防費、25目、災害対策費、18節、負担金補助及び交付金の単県急傾斜地崩壊対策事業負担金700万円は、8月豪雨により、法道寺地区で発生した土砂崩れの復旧のため、県が実施する事業に対する町の負担金として計上するものです。財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を充当いたします。

次に84ページをご覧ください。55款、5項、公債費の目の合計2,198万8,000円は、令和6年度までに借入れた地方債の元利償還金を増額するものです。

次に、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

12ページをご覧ください。5款、町税、5項、町民税につきましては、課税実績により2,238万9,000円の増額を見込んでおります。

16ページをご覧ください。28款、5項、法人事業税交付金は、714万7,000円の増額の見込みです。

30款、5項、地方消費税交付金は2,093万4,000円の増額を見込んでおります。

次に17ページをご覧ください。45款、5項、地方交付税の2億8,265万8,000円の増額は、普通交付税の交付額が確定したことにより計上するものです。

次に21ページをご覧ください。65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金、5節、児童福祉費負担金4,095万6,000円は、保育施設給付費補助金の財源となります。

次に、10項、国庫補助金につきましては、交付対象事業の歳出実績に基づき、国庫補助金全体としては減額計上となっておりますが、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金のうち、社会保障税番号制度システム整備費補助金の324万2,000円は、戸籍附票システム改修委託料の財源となります。

次の物価高騰対応支援地方創生臨時交付金の510万8,000円は、LPガス使用世帯支援事業の財源となるものです。

次に23ページをご覧ください。70款、県支出金になります。こちらも対象事業の歳出実績見込みに基づき、県支出金全体としては減額計上となっておりますが、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、5節、児童福祉費負担金の1,406万1,000円の計上は、保育施設給付費補助金の財源となるものです。

次に27ページをご覧ください。75款、財産収入、5項、財産運用収入、10目、利子及び配当金は、預金利率の改定により335万4,000円を増額するものです。

次に18ページをご覧ください。80款、5項、寄附金、目の合計の6,170万7,000円は、寄附金の実績見込みを計上したものでございます。

85款、繰入金、5項、特別会計繰入金の513万2,000円は、令和6年

度の介護保険特別会計事業の確定に基づき、令和6年度一般会計繰入金分の返還金の計上になります。10項、基金繰入金、5目、財政調整基金繰入金の6億3,000万円の減額計上は、災害復旧事業を含む各事業に係る国県補助金や地方債の財源確保が見込まれるため基金へ繰り戻すものです。

続きまして31ページをご覧ください。99款、5項、町債につきましては、33ページまでの説明欄に記載する事業の財源とする地方債で、事業実績に応じて計上するものでございます。

これで議案第16号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 議案第12号、令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算第4号について説明いたします。

令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算第4号を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,014万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,052万3,000円とするものです。

歳出の主なものについて説明いたします。

10ページをご覧ください。10款、保険給付費、5項、療養諸費、5目、療養給付費、18節、負担金補助及び交付金1億4,200万円の減額は、療養給付費の支出見込みによるものです。

11ページをご覧ください。10項、5目、高額療養費、18節、負担金補助及び交付金2,500万円の減額は、高額療養費の支出見込みによるものです。

14ページをご覧ください。30款、保健事業費、5項、5目、特定健康診査費事業診査等事業費、12節、委託料198万8,000円の減額は、特定健診委託の支出見込みによるものです。

15ページをご覧ください。45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、40目、保険給付費等交付金償還金、22節、償還金利子及び割引料133万8,000円は、令和6年度分特別交付金の返還金です。

次に、歳入の主なものについて説明いたします。

6ページをご覧ください。5款、5項、5目、国民健康保険税、5節、医療給付費現年課税分から20節、介護納付金分滞納繰越金までの繰越し分までの、総額352万3,000円は調定見込みによるものです。

7ページをご覧ください。25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金1億8,298万8,000円の減額は、交付決定額に基づく減額となります。

8ページをご覧ください。40款、繰入金、5項、5目、一般会計繰入金、5節、保険基盤安定繰入金から、30節、その他一般会計繰入金までの合計417万円は、軽減した保険税額が見込みより少なかったことと、軽減した人数が見込みより多かったことによるものでございます。

9ページをご覧ください。50款、諸収入、15項、雑入の合計535万8,000円は、診療報酬の過誤調整分に係る国保連合会からの返還金などです。

これで、議案第12号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第13号、令和7年度氷川町介護保険特別会計補

正予算（第3号）について説明いたします。

令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,813万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,600万4,608万5,000円とするものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。

14ページをお願いします。5款、総務費、15項、介護認定審査会費、5目、認定調査費、11節、役務費49万1,000円につきましては、認定審査に係る主治医意見書の作成手数料です。

10款、保険給付費、5項、5目、介護サービス費諸費、18節、負担金補助及び交付金938万円の減額につきましては、介護サービスの給付に関するもので、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費等に過不足が生じたので補正するものです。

20ページをお願いします。25款、5項、基金積立金、5目、介護給付費準備基金積立金、24節、積立金3,977万6,000円につきましては、令和6年度介護給付費実績報告に伴う追加交付がありましたので、基金に積み立てを行うものです。

次に、歳入の主なものについて説明いたします。

6ページをお願いいたします。5款、保険料、5項、介護保険料、5目、第1号被保険者保険料、5節、現年度分特別徴収保険料101万8,000円、10節、現年度分普通徴収保険料165万5,000円の増額は、介護保険料現年度分の収納の見込みによる計上です。

7ページをお願いします。15款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、介護給付費負担金、10節、過年度分1,944万6,000円の増額は、令和6年度分実績報告に伴う追加交付見込みによるものです。

15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、5目、調整交付金、5節、現年度分67万5,000円の増額は、交付決定による増額となります。

8ページをお願いします。20款、5項、支払い基金交付金、5目、介護給付費交付金、5節、現年度分1,830万5,000円の減額は、実績見込みに伴う変更交付申請による減額となります。

9ページをお願いします。25款、県支出金、5項、県負担金、5目、介護給付費負担金、10節、過年度分2,016万円の増額は、令和6年度分実績報告に伴う追加交付見込みによる増額となります。

10ページをお願いします。40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、5目、介護給付費繰入金、5節、現年度分847万5,000円の減額は、介護給付費の実績見込みに伴う減額です。

11ページをお願いします。45款、5項、5目、5節、繰越金2,913万円の増額は、歳出予算の増額に伴うものです。

これで、議案第13号、令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 議案第14号、令和7年度氷川町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第3号）について説明いたします。

令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ758万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,247万2,000円とするものです。

歳出について説明いたします。

8ページをご覧ください。10款、5項、5目、後期高齢者医療広域連合、18節、負担金補助及び交付金の719万4,000円の減額は、負担金額の確定によるものです。

15款、保健事業費、5項、健康保持増進事業費、5目、健康診査費、12節、委託料の39万4,000円の減額は、健診受診者の受診者数の減少見込みによるものです。

次に歳入の主なものについて説明いたします。

6ページをご覧ください。5款、5項、後期高齢者医療保険料、5目、特別徴収保険料1,021万円の減額及び10目、普通徴収保険料759万5,000円の増額は、それぞれ調定見込みによるものです。

20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、10目、5節、保険基盤安定繰入金457万7,000円の減額は、広域連合の算定額の確定によるものです。

7ページをご覧ください。30款、諸収入、13項、5目、5節、後期高齢者医療広域連合補助金62万1,000円は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化推進等事業に伴う広域連合からの補助金となります。

これで、議案第14号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第15号、令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算第5号についてご説明いたします。

令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算第5号、別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、支出に553万8,000円を追加し、支出計5億3,573万円とするものです。

続きまして、2ページをご覧ください。第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、支出に3,000万円を追加し、支出計4億9,999万8,000円とするものです。

収益的支出の主なものについて説明いたします。

5ページをご覧ください。1款、公共下水道事業費用、1項、営業費用、3目、個別排水処理費の551万8,000円は、個別排水処理事業の廃止に伴い、現在町が管理している合併処理浄化槽を個人に譲渡するために必要な修繕や清掃費用などを増額するものです。

次に、資本的支出の主なものについて説明いたします。

6ページをご覧ください。1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、施設整備費の3,000万円は、宮原浄化センター場内配管等改築工事の発注に当た

り、工事費が不足するため増額するものです。

これで、議案第15号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第16号、令和8年度氷川町一般会計予算についてご説明いたします。

令和8年度氷川町一般会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ88億3,809万6,000円とするものです。

7ページをご覧ください。第2表、債務負担行為です。一般健康診査委託人間ドック分ほか5件の計上でございます。

次に8ページをご覧ください。第3表、地方債でございます。農林水産業債ほか5目の借入れ限度額の計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明いたします。

9ページの事項別明細書、1総括歳入をご覧ください。歳入合計は88億3,809万6,000円を計上しており、前年度と比較し11パーセント増の8億7,643万1,000円の増となっております。主内訳につきましては、5款、町税は10億212万6,000円を計上し、前年度に比べ1,513万9,000円の増です。

45款、地方交付税では、令和7年度実績から30億円を計上し、前年度に比べ1億2,000万円の増額です。

65款、国庫支出金は8億9,119万3,000円を計上し、前年度に比べ1億2,312万6,000円を増額です。

70款、県支出金は6億4,783万1,000円を計上し、前年度に比べ6,037万8,000円の増です。

80款、寄附金では、ふるさと氷川応援寄附額の令和7年度までの実績状況から8億100万1,000円を計上し、前年度に比べ3億円を増額としております。

85款、繰入金は、14億9,790万6,000円を計上し、前年度に比べ1億5,088万6,000円の増額です。

99款、町債は4億6,790万を計上し、前年度に比べ1億6,160万円の増額です。

続きまして、歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

39ページをご覧ください。5款、5項、5目、議会費は6,792万円の計上で、前年度と比較し180万1万7,000円の減です。主なものでは、10節、需用費の修繕費に350万円を計上しており、議会中継機器の不具合に伴う修繕費用になります。

次に40ページをご覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費では、14億2,795万2,000円を計上し、前年度と比較し1億3,012万5,000円の増額です。主に人事院勧告に基づく給与改定等によるもので、1節、報酬から42ページの4節、共済費までの各費目において合計1億3,032万5,000円の増によるものです。

次に47ページをご覧ください。18節、負担金補助及び交付金の下から5段

目に記載の地方バス対策補助金に2,400万円を計上しており、前年度と比較し289万2,000円の増となっております。

次に52ページをご覧ください。13目、振興局費、18節、負担金補助及び交付金の上から4段目に記載の地域おこし協力隊活動助成金110万円は、移住定住のさらなる促進を目的として、コーディネーターとして活動する地域おこし協力隊員の受入れに必要な経費を計上するものです。事業の財源は国の制度を活用し、全額特別交付税措置の対象となります。

次に53ページをご覧ください。15目、企画費、10節、需用費の消耗品費526万5,000円の計上につきましては、令和7年度に本町の魅力を表現して制作したブランドマークのPRグッズを作成するものです。作成したグッズは、移住相談会での配布やふるさと納税の返礼品などへ活用し、本町の認知度向上につなげてまいります。財源につきましては、2分の1が特別交付税措置の対象となっております。

続いて12節、委託料に記載のふるさと納税事業支援業務委託料4億円は、本年度の目標寄附額を8億円と見込み、返礼品代等を含む費用の計上でございます。前年度から1億5,000万円の増となります。

次に54ページをご覧ください。同じく委託料の下から3番目に記載の、地域力創造アドバイザー業務委託料610万円につきましては、国の制度を活用し、後ほどご説明いたします。

地域活性化起業人の業務を加速化させるため、地域人材ネットに登録されているアドバイザーを招聘するための経費でございます。本事業は本年度が事業開始から3年目となり、最終年度を迎えることとなります。財源につきましては、全額が特別交付税措置の対象となっております。

次に、同じく委託料のその他委託料200万円の計上につきましては、調査分析業務に係る経費でございます。これは、携帯電話のGPS機能を活用した町外からの来訪者の動態分析やアンケート調査などを実施し、客観的なデータに基づいた効果的な情報発信や、今後の施策立案の基礎資料として、活用することを目的とするものでございます。財源につきましては、2分の1が特別交付税措置の対象となっております。

続いて55ページをお願いいたします。18節、負担金補助及び交付金の下から2番目に記載の、地域活性化起業人制度負担金610万円につきましては、引き続き博報堂プロダクツから人材を受け入れるための経費でございます。受入れの最終年度となる本年度は、民間企業のノウハウや知見を生かし、これまでタスクホースで検討した提案を具体的な取組へと段階的に移行してまいります。本町の交流人口の拡大から移住定住へつなげる施策や、産業の振興に資する業務について、引き続き専門的な助言や指導を頂くものです。本事業の財源につきましても、全額特別交付税措置の対象となっております。

次の地域おこし協力隊活動助成金110万円は、本町の魅力の効果的な発信を通じ、認知度向上や交流人口のさらなる拡大を図るため、地域おこし協力隊員を受け入れるために必要な経費を計上するものです。財源につきましては、国の制度を活用し、全額特別交付税措置の対象となっております。

次に61ページをご覧ください。85目、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金の8億308万円の計上につきましては、寄附受入れ額を8億円と見込み、基金利息を加えた額を計上しております。

次に69ページをお願いいたします。20項、選挙費、30目、県議会議員選挙費の533万5,000円は、令和9年4月の任期満了に伴い、令和8年度に発生する事務費を計上しております。

次に79ページをご覧ください。15目、障害者福祉費、19節、扶助費の中段に記載の障害福祉サービス費等の3億3,242万8,000円は、利用者の増加や報酬の改定などにより、前年度比で1,662万6,000円の増額となっております。

次に82ページをご覧ください。10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、19節、扶助費の物価高騰対策の子育て応援券支給事業の570万円は、昨年度からの継続事業であり、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、3歳未満児のおむつ代等の負担軽減を目的に、応援券を支給するものです。財源につきましては、重点支援地方交付金を充当しております。

次に83ページをご覧ください。15目、保育所費、18節、負担金補助及び交付金、上から3番目に記載の保育施設給付費補助金5億4,618万1,000円は、入園者の増加や公定価格の改定などにより、前年度比で4,297万2,000円の増となっております。

同節の下から2段目の保育士等業務負担軽減を図ることを目的とした保育所等におけるICT化推進事業費に270万円。また、その下の子ども子育て支援法に基づく新たな支援である、子ども誰でも通園制度の乳児等通園支援事業補助金に121万6,000円を計上しております。

次に88ページをご覧ください。20項、5目、災害救助費の1,292万7,000円は、8月豪雨の被災者に対する継続的な支援に要する費用として、地域支え合いセンターの運営委託料及び被災住宅応急修理支援金等を計上するものです。

次に97ページをご覧ください。20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、18節、負担金補助及び交付金1億8,431万1,000円は、クリーンセンター焼却施設の解体にかかる経費や一般廃棄物焼却処理の事務委託費などの負担金になります。前年度と比較し1,926万6,000円の増となっております。

次に101ページをご覧ください。25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、10節、負担金補助及び交付金の上から5番目に記載の産地生産基盤パワーアップ事業補助金の1,463万円は、若洲タマネギ生産出荷組合による収益力強化を目的とする機械導入事業で、補助金のない法に基づき計上するものです。財源につきましては、県補助金2分の1、事業者2分の1の負担となっております。

続いて102ページをご覧ください。25目、農地費、10節、需用費の上から3番目に記載の電気料2,010万6,000円は、本年6月に稼動予定の新氷川排水機場が、従来の機械式から電気式に変更されることに伴い計上するものです。

次に103ページをご覧ください。12節、委託料のうち設計委託料900万円は、農業用施設等の災害復旧に係る詳細設計委託費を計上するものと、次に104ページの上から2番目に記載の、ため池ハザードマップ作成委託料の200万円は、令和7年2月に防災重点農業用ため池指定された梅地区のため池について、決壊時の浸水想定区域や避難経路等の周知を図る目的で作成するものです。

財源につきましては、災害復旧事業補助金と補助災害復旧事業債の充当と、ハザードマップの作成業務につきましては、全額県費負担となっております。

続いて105ページをご覧ください。14節、工事請負費の5,570万円は、農業用施設等の災害復旧に係るもので、2,800万円と農道馬原1号線道路改良工事で2,770万円を計上しております。財源につきましては、災害復旧事業補助金を充当することとしております。

次に、18節、負担金補助及び交付金の上から2番目に記載の県営事業負担金2億2,449万8,000円は、県営の竜北地区湛水防除事業や小川排水機場の更新事業などに係るもので、前年度比で7,226万3,000円の増となっております。

続きまして、111ページをご覧ください。30款、5項、商工費では、10目、商工業振興費、18節、負担金補助交付金の上から3番目に記載の商工会補助金1,705万円は、商工会の運営補助金のほか、重点支援地方交付金を活用した20パーセントのプレミアムつき商品券を5,000冊発行し、地場産業の活性化を図るものです。

続いて113ページをご覧ください。15目、観光費、18節、負担金補助及び交付金のいちご杯キッズサッカー大会補助金63万9,000円は、令和7年度をもって終了するへらブナ釣り大会の後継事業として、和鹿島いちごのPR及び販売促進を図ることを目的としています。

20目、竜北公園費、12節、委託料に計上の竜北公園測量設計委託料403万1,000円は、8月豪雨により被災した第1休憩所法面の復旧に要するものです。

続いて、114ページをご覧ください。25目、立神峡公園費、10節、需用費の修繕料674万6,000円は、ログハウスの長寿命化を図るための外壁修繕と龍神橋の横桁腐食に対する修繕費を計上するものです。

次に、116ページをご覧ください。35款、土木費、5項、土木管理費、5目、土木総務費、12節、委託料の氷川町耐震改修促進計画の見直し業務委託料で、520万円を計上しております。

これは県が策定する本計画の改定と本町の計画期間の満了に伴い、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき計画を策定するものです。財源につきましては、国費の社交金の2分の1を充当予定としております。

続いて118ページをご覧ください。10項、道路橋りょう費、15目、道路新設改良費には、12節、委託料から、119ページの21節、補償補填及び賠償金までは、町道氷川中南線ほか5路線の道路改良に係る事業費1億8,500万円を計上しております。財源につきましては、国費、社交金と地方債を充当しております。

120ページをご覧ください。20目、橋りょう新設改良費では、12節、委託料に、町道立神大野線における立神橋ほか1橋の橋りょう改修設計業務委託料1,300万円を計上しております。財源につきましては、国庫補助金と地方債を充当しております。

次に124ページをご覧ください。40款、5項、消防費、5目、常備消防費、18節、負担金補助及び交付金の八代広域行政事務組合消防本部負担金3億3,573万7,000円は、消防事務に要する経常費に加え、消防本部庁舎の大規模改修工事や消防施設整備事業費などにより、前年度と比較し3,803万2,

000円の増となっております。

続いて126ページをご覧ください。15目、消防施設費、17節、備品購入費4,005万9,000円は、交換時期到来に伴い、消防小型動力ポンプ2台と小型動力ポンプ積載車7台などの購入するものです。財源につきましては、緊急防災減災事業債を充当しております。

次に127ページをご覧ください。25目、災害対策費、12節、委託料の網道防災公園整備に向けた事業実施設計業務委託料で2,000万円を計上しております。財源につきましては、国庫補助金と過疎対策事業債を充当しております。

次に128ページをご覧ください。

同節委託料の1番下に記載の氷川町防災マップ作成業務委託料550万円は、現行の防災マップが作成されてから5年が経過したため、最新の防災情報を反映させ、更新を行うものです。

次に18節負担金補助及び交付金の単県急傾斜地崩壊対策事業負担金700万円は、8月豪雨により、法道寺地区で発生した土砂崩れの復旧のため、県が実施する事業に対する町の負担金として計上するものです。財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を充当しています。

続いて139ページをご覧ください。45款、教育費、15項、中学校費、5目、学校管理費、12節、委託料のGIGAスクール用端末整備支援業務委託費で1,049万4,000円と、次のページ140ページの17節、備品購入費、2,773万8,000円のうち、2,214万1,000円は、更新時期を迎えた生徒用タブレット端末296台のリースの更新と関連費用として計上しております。タブレットの更新の財源につきましては、補助率3分の2の県補助金を充当しております。

次に148ページをご覧ください。20項、社会教育費、15目、発火図書館費、17節、備品購入費に計上の一般備品1,141万円は、本来の更新時期から7年が経過しています図書システムの更新及びこれに関連する費用を計上するものです。

次に153ページをご覧ください。25項、保健体育費、15目、学校給食施設費、18節、負担金補助及び交付金の学校給食費補助金無償化として、3,456万5,000円を計上しております。本補助金は、子育て世帯への経済的支援を目的に、国が実施する小学校給食費無償化に加え、本町が実施する中学校給食費の無償化を進めるためのものです。本町が実施します無償化への財源につきましては、重点支援地方交付金を充当しております。

続きまして、154ページをご覧ください。55款、5項、公債費には、令和7年度までに借入れた地方債の元利償還金として8億6,874万1,000円を計上しております。

これで、議案第16号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 議案第17号、令和8年度氷川町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

令和8年度氷川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1

9億5,921万1,000円とするものです。

4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為です。特定健診、人間ドック分の業務委託に関して、令和9年度までの限度額209万円。特定健診受診率向上対策事業業務に関して、令和10年度までの限度額728万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出の主なものを説明いたします。

14ページをご覧ください。10款、保険給付費、5項、療養諸費、5目、療養給付費、18節、負担金補助及び交付金12億5,400万円は、昨年より2,400万円少なく見込んだ診療報酬分を計上しております。

15ページをご覧ください。10項、5目、高額療養費、18節、負担金補助及び交付金2億2,700万円は、こちらも前年度より400万円少なく見込んだ高額療養費分を計上しております。

17ページをご覧ください。23款、国民健康保険事業費納付金、5項、5目、医療給付費分、18節、負担金補助及び交付金2億5,543万円。その下の10項、5目、後期高齢者支援金等分、18節、負担金補助及び交付金1億802万4,000円。その下の15項、5目、介護納付金分、18節、負担金補助及び交付金4,380万円。それと次のページに移りまして、こちらは新規にありますけれども、25項、5目、子ども子育て支援納付金分、18節、負担金補助及び交付金1,008万2,000円は、それぞれ県の試算による国保連合会への納付金額を計上しております。

30款、3項、保健事業費、5目、保険給付費、18節、負担金補助及び交付金225万円につきましては、鍼灸券の助成単価は1,500円のまま据置きまして、1人当たりの配布枚数を10枚から15枚に増やした金額を計上しております。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

7ページをご覧ください。5款、5項、5目、国民健康保険税の本年度予算額3億6,483万円は、昨年11月末の徴収状況により試算し計上をしております。昨年より1,340万円の増額となっております。このうち、12節の子ども子育て支援納付金分、現年度分は新規となります。

8ページをご覧ください。25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、5節、普通交付金14億5,328万9,000円は、歳出における保険給付費のうち、療養給付費、療養費、高額療養費等の合計額を計上しており、前年度より6,950万9,000円の減額となっております。

これで、議案第17号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎 徹君） 議案第18号、令和8年度氷川町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和8年度氷川町介護保険特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億3,528万円とするものです。

歳入歳出当初予算事項別明細書において、ご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。歳入の主なものといしまして、5款、保険料3億3,356万5,000円。前年比278万8,000円の増額です。

15款、国庫支出金4億4,090万1,000円。前年比666万2,000円の増額です。

20款、支払い基金交付金4億4,737万円。前年比503万5,000円の増額です。

25款、県支出金2億4,316万1,000円。前年比423万円の増額です。

40款、繰入金2億6,985万4,000円。前年比1,000万3,000円の増額です。

歳入の増額は、歳出の項目から負担割合により算出するため、増額となります。

次に、歳出をご説明いたします。

5ページをお願いします。歳出の主なものにつきましては、5款、総務費3,131万8,000円。前年比538万2,000円の増額です。増額の理由は、令和9年度から令和11年度を計画期間とする介護事業計画の策定費や介護訪問調査員の給与改定のための増額が主な理由となります。

10款、保険給付費16億2,125万4,000円。前年比2,743万8,000円の増額です。保険給付費につきましては、過去3年間の平均値を参考に、8年度の給付実績を考慮し計上しており、増額としております。

17款、地域支援事業費8,098万9,000円。前年比453万3,000円の減額です。地域支援事業費につきましては、令和7年度で令和9年度から令和11年度を計画期間とする介護事業計画策定のためのニーズ調査費を計上しておりましたので、令和8年度は減額としております。

歳入歳出の合計額17億3,528万円は、前年度17億682万5,000円に対し、2,845万5,000円の増額となります。

26ページ、給与費明細書以降につきましては説明を省略させていただきます。

これで、議案第18号、令和8年度氷川町介護保険特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 議案第19号、令和8年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

令和8年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,456万7,000円とするものです。

4ページをご覧ください。第2表、債務負担行為です。後期高齢者健診、人間ドック分業務委託に関しまして、令和9年度までの限度額23万円を計上しております。

次に、歳入歳出当初予算事項別明細書から歳入を説明いたします。

5ページをご覧ください。歳入の合計は、本年度予算額2億8,456万7,000円。前年比2,701万8,000円の増額となります。主なものとしては、5款、後期高齢者医療保険料1億9,309万9,000円。前年比で、1,984万6,000円の増額。後期高齢者医療広域連合の算定によるものでございます。

20款、繰入金8,487万7,000円。前年比で659万円の増額となります。主な要因といたしましては、保険料の軽減に伴う軽減額を補うため、保険基盤安定繰入金の増額によるものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

6ページをご覧ください。歳出合計も同じく、本年度予算額で2億8,456万7,000円となります。主なものといたしましては、10款、後期高齢者医療広域連合納付金2億6,469万7,000円。前年比で2,581万円の増額で、広域連合の算定による被保険者保険料負担金の増額によるものです。

15款、保健事業費1,797万7,000円。前年比で123万7,000円の増額で、主な内容につきましては、11ページをご覧ください。

15款、保健事業費、5項、保健保持増進事業費、5目、健康診査費、10節、需用費から12節、委託料までの物件費、及び10目、健康増進事業費、1節、報酬から8節、旅費における会計年度任用職員の報酬手当等の増額によるものです。これで、議案第19号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第20号、令和8年度氷川町下水道事業会計予算についてご説明いたします。

令和8年度氷川町下水道事業会計予算を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。初めに、第2条業務予定量は、処理区域内人口を9,379人とし、これまでの実績などを基に推計いたしました。年間有収水量99万431立方メートルを見込んでいます。この有収水量とは、処理水のうち下水道使用料の対象となった分の水量になります。

また、主な建設改良事業といたしまして、管渠点検調査業務2,200万円、公共ます設置工事400万円を予定しております。

次に第3条収益的収入及び支出につきましては、主に下水道資産の維持管理費に係る経費になります。

2ページをご覧ください。第4条資本的収入及び支出につきましては、下水道資産の建設事業に係る経費になります。

次に、第3条の収益的収入について説明いたします。

6ページをご覧ください。令和8年度氷川町下水道事業会計当初予算実施計画書でご説明いたします。

1款、公共下水道事業収益は、6億870万円を見込んでいます。その内訳として、1項、営業収益1億5,082万7,000円は、主なものとして下水道使用料などを計上しております。

次に、2項、営業外収益、4億5,787万3,000円は、一般会計からの補助である他会計補助金3億1,776万1,000円とし、収益支出に対し、過去に償却資産を取得した際の国庫補助金などの財源を収益化した長期前受金戻入1億4,010万9,000円が主なものです。

続きまして、収益的支出について説明いたします。

7ページをご覧ください。1款、公共下水道事業費用は5億6,396万4,000円を予定しております。その主な内訳としては、1項、営業費用5億2,328万1,000円は、管渠費の修繕費が県道等道路改修に伴うマンホール高さ調整工事275万円。委託料として、マンホールポンプ場管理委託料8,000

8,000円及び、処理場費が宮原浄化センター閉鎖に伴う、汚泥処分等委託料3,000万円。流域下水道維持管理負担金1億4,295万4,000円。総係費が、職員の人件費等で2,445万7,000円。下水道使用料の検針業務委託料396万円。固定資産の減価償却費に2億7,484万1,000円を計上しています。

次に、2項、営業外費用4,018万3,000円は、主なものといたしまして、企業債の支払利息3,908万2,000円などを計上しています。

次に、3項、予備費50万円を計上しています。

続きまして、8ページをご覧ください。第4条の資本的収入及び支出の収入からご説明いたします。

1款、資本的収入は7,427万3,000円を見込んでおります。その内訳としては、1項、企業債4,642万9,000円は、下水道事業債になります。

次に、2項、他会計補助金1,523万2,000円は、企業債の償還に要する経費に対する一般会計からの基準内繰入額の補助金を計上しています。

次に、3項、補助金930万円は、管渠点検調査業務委託料に係る国庫補助金になります。

次に、4項、負担金等では331万2,000円の下水道事業受益者負担金を見込んでいます。

続きまして、支出の1款、資本的支出は3億1,063万8,000円を見込んでおり、その内訳としては、1項、建設改良費3,468万5,000円は、主なものとして、委託料として、管渠点検調査業務委託料2,200万円。工事請負費として、公共ます設置工事400万円を計上しております。

次に、2項、流域下水道建設負担金4,322万9,000円は、八代北部流域下水道建設負担金を計上しています。

次に4項、企業債償還金2億3,272万4,000円は、建設企業債元金の償還として計上しています。

それでは、予算書の2ページをご覧ください。上から3行目の第4条、資本的収入及び支出の括弧書きについて読み上げます。

資本的収入額が資本的支出に対して、不足する額2億3,636万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額447万6,000円。当年度分、損益勘定留保資金1億3,473万3,000円。繰越利益剰余金処分量4,299万4,000円及び当年度利益剰余金処分量5,416万2,000円で補填するものとすると定めています。この資本的収入及び支出の予算では、支出に対し収入額が少なく計上されていますので、不足分を当年度分損益勘定留保資金などで補填するものです。

続きまして、3ページをご覧ください。第5条、企業債は令和8年度に起こす企業債について定めるものでございます。

次に第6条では、一時的な資金不足があった場合の短期的な借入れの限度額を2億円と定めています。

第7条では、予定支出の各項間の流用範囲を定めています。

次に、第8条では、議会の議決を得なければ、流用することができない経費として、職員給与費の2,445万7,000円を定めています。

第9条、他会計からの補助金については、下水道事業の運営のため、一般会計からの繰入れ総額を3億3,299万3,000円と定めています。

続きまして4ページをご覧ください。次に第10条、繰越し利益剰余金4,299万4,000円を資本的収支不足額に対する補填財源に充てるために処分することを定めています。

なお、下水道事業会計予算に関する説明資料として、9ページ以降に氷川町下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、氷川町下水道事業損益計算書、氷川町下水道事業予定貸借対照表などを掲載しておりますので、ご参照ください。

また、予算計上項目の詳細につきましては、参考として収入支出予算事項別明細書を別に添付しておりますのでご参照ください。

これで、議案第20号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第21号、氷川町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明申し上げます。

氷川町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり作成するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。提案理由といたしましては、本町の一部である竜北地区が過疎地域に指定されており、令和4年度に策定した現行計画が、令和7年度末をもって計画期間の満了を迎えるためでございます。本町におきましてはこれまで、同法に基づき、地域の自立促進と活力の維持向上に取り組んでまいりました。引き続き、竜北地区の持続的な発展を図るため、計画内容の一部見直しを行った上で、新たな計画を策定するものでございます。

また、本計画は、過疎対策事業債などの有利な財政措置を活用しながら、各種対策事業を計画的に実施するための重要な計画でございます。今回の見直しにおきましては、社会情勢の変化等に伴い、内容の整理と更新を行うもので、主要な変更点をご説明させていただきます。

まず、計画期間についてでございます。令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間を計画期間としております。

次に、主な見直し内容についてでございます。将来人口の見通し及び基本目標の更新といたしまして、国立社会保障人口問題研究所による将来人口推計を反映し、令和12年度の目標人口を1万75人と設定しております。

また、移住定住の促進、産業の振興、生活環境の整備など、社会情勢の変化や地域課題を踏まえた内容へと整理更新を行っております。主な事業といたしましては、移住定住分野における結婚チャレンジ補助事業の追加をはじめ、産業振興分野においては、企業立地促進事業、農業用施設整備の充実。生活環境分野においては、し尿処理事業の広域化、老朽危険空家除去事業をはじめとする空き家対策の事業、教育分野における小中学校の屋内運動場空調設備整備事業などを本県計画に追加し位置づけております。

令和8年度から本計画に基づき、過疎対策事業計画的に推進し、竜北地区を初めとする氷川町全体の持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

以上が、議案第21号の提案理由及び概要の説明とさせていただきます。

○議長（三浦賢治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午後 1時04分